

差アルハ賭博犯懲罰者ノ官職不明ナル者ヲ算入セザルガ故ナリ

第一六〇 軍人軍屬犯者官職及刑名 (※ハ上長官)

明治二十四年

刑名	重罪		輕罪		總計	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年
	無期徒刑	有期徒刑	輕懲役	重懲役						
士官										
下士										
卒										
諸生徒										
計	一	二	三	五	九	二	三	四	三	一
判任										
備										
役使										
計										
囚徒										
合計	一	二	三	五	九	二	三	四	三	一

同 十九年

* 〇〇一六

二六二

四一五

二五五

三六三

五七三

三三三

第一六一 軍人軍屬犯者處刑度數及罪狀

明治二十四年

罪狀	陸軍		普通		總計	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年
	暴行	侮辱	違令	逃亡						
刑ノ言渡度數	七	一	一	一	五	二	二	二	二	一
合計	七	一	一	一	五	二	二	二	二	一

第一六二 監獄職員

明治二十四年十二月三十一日

官職	監獄					合計	中尉	官職	監獄					合計	
	東京	仙臺	名古屋	大阪	廣島				熊本	札幌	東京	仙臺	名古屋		大阪
大尉	-	-	-	-	-	七	-	大尉	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	七	-	合計	-	-	-	-	-	-	-

陸軍 軍人軍屬犯者官職及刑名 軍人軍屬犯者處刑度數及罪狀 監獄職員